

## 改正基準適用開始時期一覧

名称	主な改正内容	公表日 (確定日)	適用時期(3月決算会社) ○:強制適用 △:早期適用								
			H24/3			H25/3			H26/3		
			期首	期末	期首	期末	期首	期末			
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	企業会計基準第24号	H21.12.4	○	→	→	→	→	→	→	→	・平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から適用する
会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針	企業会計基準適用指針第24号										・過去の財務諸表の誤謬が発見された場合には、過去の財務諸表を修正再表示する。
四半期財務諸表に関する会計基準 (平成22年6月改正)	企業会計基準第12号	H22.6.30	○	→	→	→	→	→	→	→	平成23年4月1日以後開始する事業年度の期首以後に行われる会計上の変更等から適用する
四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針 (平成22年6月改正)	企業会計基準適用指針第14号	H22.6.30									
四半期財務諸表に関する会計基準 (平成23年3月改正)	企業会計基準第12号	H23.3.25	○	→	→	→	→	→	→	→	平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の第1四半期会計期間から適用する
四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針 (平成23年3月改正)	企業会計基準適用指針第14号	H23.3.25									・第1、第3四半期のキャッシュ・フロー計算書の省略 ・損益計算書、包括利益計算につき、四半期会計期間の開示を省略 ・注記項目の簡素化
賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準 (平成23年3月改正)	企業会計基準第20号	H23.3.25	○	→	→	→	→	→	→	→	平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する
資産除去債務に関する会計基準の適用指針 (平成23年3月改正)	企業会計基準適用指針第21号	H23.3.25	○	→	→	→	→	→	→	→	平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する
リース取引に関する会計基準の適用指針 (平成23年3月改正)	企業会計基準適用指針第16号	H23.3.25	○	→	→	→	→	→	→	→	平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する
金融商品の時価等の開示に関する適用指針 (平成23年3月改正)	企業会計基準適用指針第19号	H23.3.25	○	→	→	→	→	→	→	→	平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する
一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針 (平成23年3月改正)	企業会計基準適用指針第15号	H23.3.25	○	→	→	→	→	→	→	→	平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する
1株当たり当期純利益に関する会計基準 (平成22年6月改正)	企業会計基準第2号	H22.6.30									
1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針 (平成22年6月改正)	企業会計基準適用指針第4号	H22.6.30	○	→	→	→	→	→	→	→	平成23年4月1日以後開始する事業年度から適用する
1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い (平成22年6月改正)	実務対応報告第9号	H22.6.30									・当期及び当期の貸借対照表日後に株式併合又は株式分割が行われた場合、普通株式の期中平均株式数及び普通株式増加数は、表示する財務諸表のうち、最も古い期間の期首に当該株式併合又は株式分割が行われたと仮定して算定する。 ・会計方針の変更又は過去の誤謬の訂正が行われた場合、表示期間の1株当たり当期純利益、潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を、遡及適用後又は修正再表示後の金額により算定する。
株主資本等変動計算書に関する会計基準	企業会計基準第6号	H22.6.30	○	→	→	→	→	→	→	→	平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する
株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針	企業会計基準適用指針第9号	H22.6.30									会計方針の変更に伴う遡及適用及び過去の誤謬の訂正に伴う修正再表示を行った場合には、表示期間の最も古い期間の株主資本等変動計算書の期首残高に対する表示期間より前の期間の累積的影響額を区分表示するとともに遡及処理後の期首残高を記載する。
											平成23年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する

